

船舶インシデント調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成27年11月25日 12時30分ごろ
発生場所	大分県杵築市杵築港南東方沖 加賀港南防波堤灯台から真方位091°5, 200m付近 (概位 北緯33°22.4′ 東経131°41.6′)
インシデントの概要	押船第十明祐は、操舵装置の制御ができなくなり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成28年2月22日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十明祐、19トン 260-43114兵庫、宗田造船株式会社（A社） B バージ 神祐、820トン積 なし、A社
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向北東、波高約2m
インシデントの経過	A船は、B船の船尾凹部に勘合して押船列を構成し、杵築港南東方沖で錨泊していたところ、徐々にうねりが大きくなったことから揚錨し、機関を使用しながら停留した。 A船は、船長Aが帰港しようとして操舵装置を操作したが、同装置が作動しないので、確認したところ、同装置付属の電磁弁の固着が判明し、操舵機と舵軸を切り離して、大分港港外まで自航し、来援したタグボートにえい航され同港に入港した。 A船は、右舷主機と左舷主機を備えた2機2軸船であった。
分析	本船は、杵築港南東方沖で、停留中、操舵装置付属の電磁弁が固着し、操舵装置の制御ができなくなったことから、運航が阻害されたものと考えられる。 本船は、本インシデント後、固着した電磁弁の開放点検が行われなかったことから、電磁弁が固着した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、杵築港南東方沖で、停留中、操舵装置付属の電磁弁が固着し、操舵装置の制御ができなくなったため、運航が阻害されたものと考えられる。

